

報告書の記載要領

以下を参照すること。なお、記載内容が多岐にわたる欄につきましては、必要に応じ別紙により記載を行って差し支えない。

報告書欄	記載要領
1. 件名	発生した電気事故の件名を次の要領により記入する。 (1) ・感電死傷事故の場合 作業者（又は公衆）感電死亡（又は負傷）事故 ・感電以外（アーク発生等）による死傷(負傷)事故の場合 作業者（又は公衆）のアーク（※）による死亡（又は負傷）事故 （※死傷・負傷の要因を記載のこと） (2) 電気火災事故の場合 電気火災事故 (3) 主要電気工作物の破損事故の場合 〇〇発(変)電所(主要電気工作物名)損壊事故 〇〇送電線断線(あるいは支持物倒壊等)事故 (4) 発電支障事故の場合 〇〇発電所発電支障事故 (5) 他社に供給支障事故を波及させた場合 〇〇電力会社〇〇変電所（あるいは〇〇送、配電線系） F〇〇 波及事故 (6) ダムに貯留された流水が当該ダムの洪水吐から異常に放流された場合 この内容を表わす件名を簡明に記載する。 (7) 電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故の場合 この内容を表わす件名を簡明に記載する。 (8) 以上に掲げる事故が重複して発生した場合 主要電気工作物の損壊事故と供給支障事故が併発した場合には主要電気工作物の損壊事故の件名を記載する等、その事故を代表する件名を記載する。
2. 報告事業者 1)事業者名 2)住所	自家用電気工作物を設置する者で、個人業にあってはその氏名及び住所、法人にあってはその名称及び住所を記入する。
3. 発生日時	事故の発生した年月日時分及び、事故発生場所の天候（晴、曇、雨、雪、霧、風等）を記載する。
4. 事故発生の電気工作物 （設置場所、使用電圧）	(1) 事故が発生した事業場名及び事業場の住所を記載する (2) 事故が発生した電気工作物を次の例示の要領により、具体的に記載する。 〇〇発電所〇号機 〇〇変電所バンク計器用変成器 〇〇送電線〇〇号鉄塔〇号線〇相懸垂碍子 (3) 事故発生の電気工作物が、発電所、変電所、開閉所又は特別高圧電線路の場合には、その名称、その他の場合は都道府県都市町村及び字の名称並びに番地を記載すること。 なお、 (A) 主要電気工作物以外の電気工作物の事故であって、供給支障事故を伴う場合は、電気工作物の事故の発生した場所を記載する。 (B) 他社事故波及の場合は、〇〇社事故波及と記載する。 (4) 事故発生の電気工作物の使用電圧を記載する。 (5) 故障、損傷、破壊（絶縁破壊を含む。）等の被害をうけた電気工作物の種類、定格電圧、定格容量、製作年月、製作会社名等を記載する。 (6) 当該事業場の受電契約最大電力及び受電電圧を記載する。 (7) 自家発電設備がある場合は、自家発電設備の認可最大出力及び発電機電圧を記載する。
5. 状況	次の各項のうち事故に関係あるものについて要領よく記載する。 (1) 事故発生前の状況（気象、発電状況、負荷状況、電力潮流、関係電気工作物の施設状況、保守点検の状況、運転の状況、作業の状況、その他）

	(2) 事故発生の経緯（事故の発生、拡大の電氣的及び時間的経緯、保護装置の表示、動作状況、保安通信、給電連絡等の状況、その他） (3) 電気工作物の被害の程度、被害の種類と数量を記載する。 （種類）破損、折損、倒壊、傾斜、焼損、断線等 （数量）台数、基数、条数、個数、式、組等 たとえば何mm²何電線何条断線、鉄塔何基倒壊、変圧器1次コイル何個焼損、77kV OCB白相ブッシング破損というように表現する。 (4) 事故の発生、拡大の経緯に関係する電気工作物及び被害電気工作物に設置された主な保護装置の種類（型、定格、製作年月、製作会社名等）及びそれらの動作の適否（リレーの整定値の適否等を含む。）を記載する。否の場合は、原因も記載する。 (5) 応急措置 (6) 復旧操作、事故後の処置並びに事故発生経緯及び原因について検討内容及びその結果を記載する。 なお、感電死傷事故の場合には、作業の状況として作業指示状況、作業種別、作業時の服装、活線作業方法及び感電部分（流入部及び流出部）についても記載する。 また作業員（自社職員と自社の工事請負者の命をうけて、電気関係の作業に従事している者との別を（ ）で記載する。）と公衆（作業員以外の者をいう。）との別を記載する。 作業員の場合は年齢と経験年数を記載する。
6. 原因	・ 1行目については、別表「原因分類表」1～3に基づき、原因区分を記載する。 例（波及事故の場合）【故意・過失－作業員の過失】 （感電事故の場合）【感電（公衆）－被害者の過失】 ・ 2行目以降で、原因の詳細について記載する。（記載内容が多岐にわたる場合は別紙に記載可）
7. 被害状況 1) 死傷 2) 火災 3) 供給支障 4) その他	1) 死傷者の死傷原因、負傷の程度を記載する 2) 火災の程度（半焼、全焼、類焼の有無）を記載する 3) 供給支障電力、供給支障時間を記載する 4) 電気工作物の故障、損傷又は破壊により他に及ぼした障害の概要を記載する。 例(1) 水路工作物の決壊による田畑の冠水、流失、電気事故による山火事等 (2) 自社の電気工作物の事故で他社の施設に電氣的に影響を及ぼし、電気工作物の損壊、又は供給支障事故を波及させたもの。
8. 復旧日時	仮復旧と本復旧別に記載し、仮復旧については、本復旧見込日時を併記する。
9. 防止対策	事故について検討した結果、同種の事故の再発及び拡大を防止するために実施した（する）対策を具体的に記載する。（記載内容が多岐にわたる場合は別紙に記載可）
10. 主任技術者の氏名及び所属	(1) 事故発生電気工作物に係る主任技術者の選任区分に応じた氏名及び所属部課、役職を記載する。外部委託の場合は外部委託先名（管理技術者名、法人にあっては法人名および従事者名）を記載する。 (2) 事故発生電気工作物に係る主任技術者の資格の種別及び選任区分（選任（電気事業法施行規則第55条第1項）、外部委託（同53条第1項）、兼任（同53条第2項）又は許可（電気事業法第43条第2項）の区分）を記載し、外部委託の場合は委託先（管理技術者にあってはその氏名、電気保安法人にあっては法人名と従事者名）を記載する。
11. 電気工作物設置者の確認	設置者の確認の有無を記載する。
(注)「状況」「原因」「事故発生の電気工作物」「その他（上記以外の他に及ぼした障害）」「防止対策」等を説明するため、必要に応じ写真・図面・計算書等を、感電死傷事故の場合には医師の診断書等を添付する。	